

1 所得とは〔P20〕

所得税は、所得に応じて納める税金ですが、その所得とは一体どのようなものをいうのでしょうか。それは、私たちが、日常生活の様々な場面で手にする経済的な利益のことです。

例えば、私たちが商品を販売して利益を得た場合の所得は、商品の販売額から販売した商品の仕入金額である売上原価と商品の販売に必要な費用との合計額を差し引いたものとなります。この場合の商品の販売額を「収入金額」といい、商品の売上原価や販売に必要な費用を「必要経費」といいます。

このような所得の基となる収入金額の範囲は極めて広く、商品の販売額のほかに、利子、配当、給料、報酬、土地・建物の売却代金、土地・建物の賃貸料などが含まれます。

さらに、金銭以外の物品、資産、権利などを受けた場合であっても、それらの価額が収入金額となります。

2 所得の種類〔P21〕

所得税の場合、その性質によって次の10種類に区分して、個別に所得金額を計算することになっています。

- ①利子所得 ②配当所得 ③事業所得 ④不動産所得 ⑤給与所得
⑥退職所得 ⑦譲渡所得 ⑧山林所得 ⑨一時所得 ⑩雑所得

3 課税されない所得〔P22〕

所得税は、通常全ての所得に課されることになっていますが、特定の所得については、原則として、申告や申請などの手続をしなくても、

課税されないことになっています。これを「非課税所得」といいます。

例えば、次の①から⑩までのようなものが非課税所得となります。

- ① 雇用保険の失業給付金
- ② 生活保護のための給付金
- ③ 生活の用に供する家具、衣服その他の家庭用動産の譲渡による所得
- ④ 給与所得者が受ける出張旅費のうち一定の金品
- ⑤ 給与所得者が受ける通勤手当のうち一定額
- ⑥ 文化功労者年金
- ⑦ ノーベル賞の金品
- ⑧ 相続、贈与などによって取得した資産
なお、この資産は、相続税や贈与税の対象となります。
- ⑨ 国内で販売される宝くじの賞金
- ⑩ オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた方を表彰するものとして交付される一定の金品

また、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている妻、寡婦年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を行うことを要件に非課税の適用を受けることができます。

さらに、農家が、飼育した一定の肉用牛を一定の家畜市場などで売却した場合の所得のように、申告や申請などの手続を行うことで所得税が免除される「免税所得」というものもあります。

4 所得税の課税方法〔P24〕

所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算する「総合課税」が原則です。

しかし、一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算します。

この方法には、他の所得と分離して、所得を支払う方が支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の課税が完結する「源泉分離課税」や、他の所得金額と合計せず分離して計算した税額を確定申告し、納付する「申告分離課税」があります。

5 復興特別所得税〔P25〕

平成 25 年から令和 19 年までの各年分については、東日本大震災の復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

復興特別所得税は、平成 25 年から令和 19 年までの各年分の所得税額である基準所得税額に 2.1%の税率を掛けて計算するのが原則です。

また、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に、復興特別所得税が併せて徴収されます。